

全建事発第 113 号

平成 31 年 1 月 25 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会

会長 近 藤 晴 貞

〔 公 印 省 略 〕

いわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証の実施について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国土交通省では、公共工事の適切かつ円滑な執行を図るため、施工時期等の平準化を推進しており、平成 30 年度当初予算では、いわゆるゼロ国債の設定が措置されています。

一方、いわゆるゼロ国債工事等、当年度中に請負契約を締結するものの、年度内に前払金の支払がない場合において、受注した建設企業が当該工事の早期着工に要する資金の調達に支障を来す恐れがあります。

こうした状況に鑑み、このたび、国土交通省土地・建設産業局長より、建設企業の年度末の資金調達の円滑化を図り、事業の早期実施を促すため、公共工事の前払金保証事業会社が、国土交通大臣の承認を受けて金融保証を行うことについて、併せて、建設業課長より、ゼロ国債金融保証による借入金に係る経営事項審査の事務取扱について、別添のとおり通知がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件につきまして、貴会会員企業の皆様へ周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(担当) 事業部 木下

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp